

# システナ健保だより

2021.4  
No.108



知っておきたい!  
健保の知識

## 被扶養者に異動があったら届出をお忘れなく!



被扶養者が就職したり、収入が増えた場合など、被扶養者の資格にあてはまらなくなったら、扶養から外す手続きが必要です。「被扶養者(異動)届」に「保険証」を添え、5日以内に当健保組合に届け出てください。  
※「高齢受給者証」「限度額適用認定証」をお持ちの被扶養者は、あわせて返却してください。

### こんな場合は被扶養者の資格から外れます

#### 就職・他の健保組合に加入した

- 被扶養者が就職し、就職先の健康保険の被保険者になった。
- 被扶養者がパート先で被保険者になった。

パートやアルバイトをしていて下記の要件をすべて満たす場合は、お勤め先の健康保険の被保険者となります。

- (1) 週の所定労働時間が20時間以上
- (2) 賃金月額が88,000円(年収106万円)※以上  
※残業代、通勤手当などを含めない所定内賃金
- (3) 雇用期間が1年以上見込まれる
- (4) 学生でない
- (5) 職場が以下のいずれかに該当  
①従業員が501人以上 ②従業員が500人以下で、社会保険の加入について労使合意を行っている

#### 収入が増えた

- 被扶養者の年間収入が130万円※以上見込まれることになった、または被保険者の収入の1/2以上になった。  
※60歳以上または障害がある場合は180万円以上(老齢年金、障害年金、遺族年金を含む)。

#### 別居した

- 被扶養者となるために同居が条件となる親族※が、被保険者と別居した。  
※被保険者の配偶者・子・孫・父母・祖父母・曾祖父母・兄弟姉妹以外の親族(三親等内)は同居でなければ被扶養者として認定されません。

#### 失業給付金を受給した

- 被扶養者が基本手当日額3,612円(60歳以上は5,000円)以上の雇用保険の失業給付金を受給するようになった。

#### 国内居住要件を満たさなくなった

- 日本国内に住所を有さなくなった。

ただし、次のような場合は、被扶養者として認められます。

- ①留学する学生 ②海外赴任に同行する家族 ③観光・保養やボランティアなど就労以外の目的で、一時的に日本から海外に渡航している(ワーキングホリデーや青年海外協力隊など) ④海外赴任中に身分関係が生じ、新たな同行家族とみなすことができる ⑤その他日本に生活の基礎があると認められる特別な事情があるとして健保組合が判断する

#### 75歳になった

- 被扶養者が75歳※になり、後期高齢者医療制度の被保険者になった。  
※65～74歳の方が一定の障害があると認定され、後期高齢者医療制度の被保険者になったときも同様です。

### Q 被扶養者の異動届の手続きをしないとどうなるの?

A 被扶養者数も、健保組合が国へ支払う高齢者医療への拠出金の算定に反映されています。そのため、手続きをしないと、本来、被扶養者でないのに被扶養者数に含まれることとなり、不要な支出につながります。  
つまり、みなさんが健保組合に納めている保険料が適正に使われないことになります。

